

石岡ふれあいまつり☆開催要項

1. 目的

市民の一体感の醸成を図るとともに、市内各界の活動の紹介や商品の販売等を通じて、石岡市の魅力を市内外に発信することで、石岡市のさらなる発展と魅力創造を目的とする。

2. 主催

石岡ふれあいまつり実行委員会

3. 協力

石岡商工会議所 石岡市八郷商工会 石岡清酒協議会 石岡商店会連合会 石岡市観光協会 石岡菓子組合 柏原工業団地運営協議会 新ひたち野農業協同組合 やさと農業協同組合 石岡市養豚協会 やさと観光果樹組合 つくばね森林組合 石岡市くらしの会 ヤサトアグリカルチャークラブ 石岡市食生活改善推進員連絡協議会 石岡市家庭排水浄化推進協議会 茨城県猟友会八郷支部 石岡市区長会 石岡市子ども会育成連合会 石岡市消防本部 石岡市社会福祉協議会

4. 開催日時及び場所

平成29年10月14日（土）午前10時から午後3時30分まで

※午前9時30分より体育館（農業者トレーニングセンター）玄関前にて開場式を開会

平成29年10月15日（日）午前9時から午後3時まで

八郷総合運動公園

行事名	開催場所	内容
石岡ふれあい まつり☆	・ 多目的広場	・ 展示, 販売ブース
	・ 体育館	・ 展示, 販売ブース
	・ 武道館	・ キャラクターショー ・ 合唱, 合奏, ダンス等
	・ 芝生広場	・ 子ども広場ブース

5. 態度決定

○荒天等が事前に予測される場合・・・平成29年10月11日（水）正午までに決定

○開催当日の天候不良の場合・・・開催当日午前6時

○開場後の急な天候不良の場合・・・その時点

※来場者及び出店者等への態度決定の周知方法について

ホームページ・メールマガジン等により広報する。また、八郷総合運動公園・石岡市役所・八郷総合支所による電話問合せ等に対応をする。

6. 行事内容（予定）

石岡ふれあいまつり☆		
多目的広場【出店スペース】	体育館【出店スペース】	武道館【ステージ】
<ul style="list-style-type: none">・行政関連団体展示販売（消防、果樹組合など）・市内特産品、伝統工芸品展示販売・市内事業所商品販売・市内飲食店による市農産物等を材料に使用した商品販売・ボランティアサークル活動パネルの展示・チャリティーバザーなど『里山の美味しし鍋販売・特産豚焼肉販売』など・来場者参加型イベント	<p>【体育館】</p> <ul style="list-style-type: none">・柏原工業団地運営協議会展示及び抽選会・行政関連団体展示販売・市内特産品、伝統工芸品展示販売・市内事業所商品販売・ボランティアサークル活動パネルの展示・チャリティーバザーなど	<ul style="list-style-type: none">・各団体、個人が習得に励まれている活動の発表・キャラクターショー <p>例 園児や児童、生徒による合唱、合奏、ダンス等</p>

石岡ふれあいまつり☆
芝生広場（子ども広場）
<ul style="list-style-type: none">・各種ダンス等披露・ビンゴ大会・模擬店（飲食・ゲーム等） など
※日曜日のみ開催

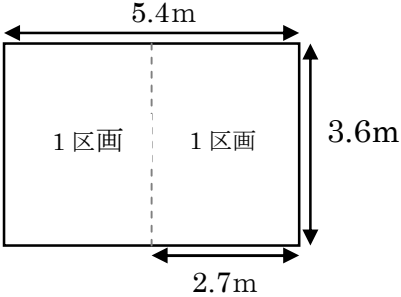
7. 不測の事態への対応（責任の範囲）

実行委員会が設置・運営する会場や設備及び事業内容において不測の事態への責任として保険（施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険）に加入することとする。ただし、出店者が展示・提供するサービスについては、出店者の責任とする。

※実行委員会が加入する保険詳細については事務局へご確認下さい。

8. 出品及び出店方法

出品及び出店を希望する者は、実行委員会事務局へ申し込むこと。

出店条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で生産加工または製造している企業，事業所等 ・市内の農業者及びその団体 ・行政関連団体 <p>※役員が暴力団，暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する店舗，団体等は除く</p>
出店物	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で生産または市内の農産物等を使用して加工または製造された商品 ・市内の農作物 ・実行委員会で適当と認めた製品及び農作物 ・事務所，各種団体の活動等の展示
規格・備品数	<p>●区画数は，原則として1申請につき1区画，または2区画とする。</p> <p>●テント設営場所及び出店場所は実行委員会が定めた場所とする。</p> <p>多目的広場の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1区画の規格は，2.7m×3.6mとする。 ・2区画（テント1張）の規格は，5.4m×3.6mとする。 ・机，椅子は1区画につき，机2台，椅子2脚とする。 <p>体育館の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1区画の規格は，4.0m×4.0mとする。 ・机，椅子は1区画につき，机4台，椅子4脚とする。 
出店者が自己負担する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・出店料 1区画につき，3，000円とする。 ・備品追加料 机1台につき500円，椅子1脚につき100円とする。 (ただし，無料配布・展示のみの出店者等については，出店料及び備品追加料を免除する。) ・販売商品，展示品および材料費 ・区画内の装飾費 ・搬出入の経費 ・消火器 詳細は項目12参照
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・出店申込書（必須） ・食品取扱申請書（食品を取扱う出店者のみ） ・営業許可書の写し (弁当，惣菜，漬物などの営業許可施設で製造，仕入れる出店者のみ) ・検便検査結果（食品を取扱う出店者のみ）

※参加決定および出店場所は石岡ふれあいまつり実行委員会により決定する。

なお，参加者多数の場合は，抽選により決定する。

9. 展示品の管理

展示品の管理については、全てをその出店者の自己責任とし、火災、盗難及びその他不可抗力と思われる事故や災害による損失についても、実行委員会は一切その責を負わないものとする。

10. 施設及び備品等損害時の対応

出店者が、故意又は過失により会場施設及び備品等に損害を与えた場合には、石岡市石岡運動公園体育施設管理運営規則第12条（き損滅失の届出）、又は石岡市八郷運動公園条例第9条（損害賠償）に基づき、原因者に対し復旧のための費用弁償を求める場合があるため、会場施設及び備品等を利用の際には十分に気をつけること。

11. 食品の取扱いについて

- ア. 出店者は食品衛生法の観点から衛生状態を確保しなければならない。
- イ. 出店場所での調理行為は加熱等の簡易な行為に限定し、食材の仕込みは一切禁止とする。
- ウ. 弁当・惣菜・漬物などは営業許可施設で製造し仕入れたものとし、出店場所で盛付け行為は行わないこと。
- エ. 食品は適正な温度で保管できる施設を設け、雨、風、直射日光を避けること。
- オ. 出店者は出店前・出店期間中、健康管理に注意を払い、体調不良や切り傷等がある場合、調理をしないこと。

12. 消火器の設置

- ア. 火気器具等を使用する出店者は消火器を設置すること。
- イ. 消火器は出店者負担とする。
- ウ. 消火器は「能力単位」が掲載されているものを使用すること。（エアゾール式簡易消火器・住宅用消火器・「能力単位」が掲載されていない消火器は使用不可とする。）
- エ. 火気器具等とは、ガス・電気・石油・炭などを使用する器具とする。

13. 宣伝方法

- ・ポスター及びチラシの作成・配布
- ・市報及び市ホームページに開催記事を掲載

14. 会場区域内での小型無人飛行機（ドローン等）の使用禁止

会場区域内への小型無人飛行機（ドローン等）の持込み・使用については、禁止する旨を周知する。

15. 申込及び問い合わせ先

石岡市経済部商工課（石岡市石岡一丁目1番地1） 担当：石崎

TEL 0299-23-1111（代表）

FAX 0299-24-5358

16. その他

この要項に定めるものの他，必要な事項は実行委員会が別に定める。